中央建設業審議会 建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループ(第5回) 配席図

令 和 元 年 1 1 月 1 1 日 (月) 1 5 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 於 : 三 田 共 用 会 議 所 講 堂

出 入	日 受 付 速記		
事			委
務	官庁営繕部計画課長〇秋 月 聡 二 郎〇	石 川 委 員	
	技 術 調 査 課 長 岡 村 次 郎	泉 委 員	員
		高原委員	
	大臣官房審議官 美濃 芳郎	○ 土 志 田 委 員	
	建 設 流 通 政 策 審 議 官 林 俊 行	仲 田 委 員	 随
	土 地・建 設 産 業 局 長 青 木 由 行	大森座長	
	建設業課長の高橋 謙 司	新田見委員	行
		山 崎 委 員	
	建設業適正取引推進指導室長高 芝 利 顕	古 見 委 員	
	建設業政策企画官 平林 剛	笹井オブザーバー	者
局			席

傍聴席

中央建設業審議会建設工事標準請負契約約款改正 ワーキンググループ 委員名簿

座長:◎

委員

いしかわ ひろやす 石川 博康 東京大学社会科学研究所教授

いずみ としみち 泉 **俊道** 一般社団法人日本建設業連合会総合企画委員会法務部会長

大木 勇雄 一般社団法人日本建設躯体工事業団体連合会会長

^{おおもり ふみひこ} ◎ 大森 文彦 弁護士・東洋大学法学部教授

たかはら おさむ 高原 功 独立行政法人都市再生機構技術・コスト管理部長

と し だ りょうじ 土志田 領司 一般社団法人全国中小建設業協会会長

なかた ゆういち 仲田 裕一 一般社団法人不動産協会企画委員長

新田見 慎一 東京都財務局契約調整担当部長

やまさき あっぷ 山崎 篤男 一般社団法人全国建設業協会専務理事

ょしみ ひでお 吉見 秀夫 東日本高速道路株式会社総務・経理本部経理財務部長

オブザーバー

きょい ともあき 笹井 朋昭 法務省民事局参事官

(五十音順、敬称略)

中央建設業審議会建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループ 運営要領

(座長)

- 第1条 中央建設業審議会建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)に座長を置く。座長は、ワーキンググループに属する委員、臨時委員及び専門委員(以下単に「委員」という。)が互選する。
- 2 座長は、議事を運営する。

(招集)

- 第2条 ワーキンググループは、座長が、これを招集する。
- 2 座長は、ワーキンググループを招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及 び議事事項を委員に通知する。
- 3 座長は、調査審議を終了したときは、速やかにその結果を中央建設業審議会会長 に報告するものとする。

(議事)

- 第3条 ワーキンググループは、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことが できない。
- 2 ワーキンググループの議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数 のときは、座長が決する。

(議事の公開)

- 第4条 ワーキンググループの会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、座長が特段の理由があると認めるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。
- 2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、座長が会議、議事録又は議事要旨の公開により当事 者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると認め るときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(雑則)

第5条 この運営要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な 事項があれば、座長が随時定める。

附則

この運営要領は、平成31年4月16日から施行する。